

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
(関連工事の調整)	(関連工事の調整)
第2条第1項 (略)	第2条第1項 (略)
<p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p>	<p><u>(新設)</u></p>
第3条第1項 (略)	(請負代金内訳書及び工程表)
<p><u>2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p>	<p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p>
<p>第3条第3項 (略)</p> <p><u>(適正な労務費の確保等)</u></p>	<p>第3条第3項 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第3条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第10号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p>	
<p><u>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p>	
<p><u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p><u>二 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。</u></p> <p><u>二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。</u></p>	
<p><u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p>	
<p><u>二 前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p><u>二 前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p><u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p>	
<p><u>第4条～第7条の2 (略)</u></p> <p><u>(下請負人の健康保険等加入義務等)</u></p>	<p><u>第4条～第7条の2 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業</u></p>	

改正後	改正前
<p>者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>二 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p>二 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することでのきる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</p>	

改正後	改正前
<p><u>二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合</u></p>	
<p><u>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u></p>	
<p><u>ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合</u></p>	
<p>第 8 条・第 9 条 (略)</p>	
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p>	
<p>第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>	
<p>一 現場代理人 二 主任技術者又は監理技術者 三 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項<u>第 2 号</u>に規定するものをいう。以下同じ。） 四 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をい</p>	<p>第 8 条・第 9 条 (略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 現場代理人 二 主任技術者又は監理技術者 三 監理技術者補佐（建設業法<u>（昭和 24 年法律第 100 号）</u>第 26 条第 3 項<u>ただし書き</u>に規定するものをいう。以下同じ。） 四 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をい</p>

改正後	改正前
う。以下同じ。)	う。以下同じ。)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 受注者は、第2項 <u>の</u> 規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。	4 受注者は、第2項に規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
5 (略)	5 (略)
第11条～第22条 (略)	第11条～第22条 (略)
(工期の変更方法)	(工期の変更方法)
第23条1・2 (略)	第23条1・2 (略)
<u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかつたこと又は当該協議に関して受注者が第54条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第55条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u>	<u>(新設)</u>
(請負代金額の変更方法等)	(請負代金額の変更方法等)
第24条第1項 (略)	第24条第1項 (略)
2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者 <u>の</u> 意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合	2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者に意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合

改正後	改正前
<p>には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>	<p>には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>
<p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第54条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第55条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p>	<p><u>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p>
<p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p>	<p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p>
<p>第25条1～8 （略）</p>	<p>第25条1～8 （略）</p>
<p><u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第54条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第55条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第26条～第33条 （略） （前金払）</p>	<p>第26条～第33条 （略） （前金払）</p>

改正後	改正前
第34条1～8 (略) 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u> で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)	第34条1～8 (略) 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)
第35条1・2 (略) 3 受注者は、 <u>第1項又は第2項</u> の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。	第35条1・2 (略) 3 受注者は、 <u>前2項</u> の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
4 (略) (前払金の使用等)	4 (略) (前払金の使用等)
第36条 受注者は、前払金 <u>(中間前払金を含む。)</u> をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費 <u>(労働者災害</u>	第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工

改正後	改正前
<p><u>補償保険料を含む。)</u> 及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用 <u>(保証料を含む。)</u> に充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。</p>	<p>に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。</p>
<p>(部分払)</p>	<p>(部分払)</p>
<p>第 37 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、川口市契約に関する規則に定める部分払の支払回数の範囲内において、次項から第 8 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、第 34 条に規定する中間前払金の支払いを請求した場合においては、部分払の請求をすることはできない。</p>	<p>第 37 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、川口市契約に関する規則に定める部分払の支払回数の範囲内において、次項から第 8 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、第 34 条に規定する中間前払金の支払いを請求した場合においては、部分払の請求をすることはできない。</p>
<p>2～8 （略）</p>	<p>2～8 （略）</p>
<p>第 38 条～第 48 条 （略）</p>	<p>第 38 条～第 48 条 （略）</p>
<p>（解除に伴う措置）</p>	<p>（解除に伴う措置）</p>
<p>第 49 条 1・2 （略）</p>	<p>第 49 条 1・2 （略）</p>
<p>3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金の支払いがあったときは、当該前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控</p>	<p>3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金の支払いがあったときは、当該前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控</p>

改正後	改正前
<p>除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合<u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u>で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p>除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>
4・5 (略)	4・5 (略)
<p>6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取引片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>	<p>6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>
<p>7～9 (略) (発注者の損害賠償請求等)</p>	<p>7～9 (略) (発注者の損害賠償請求等)</p>
第50条1～4 (略)	第50条1～4 (略)
<p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請</p>	<p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請</p>

改正後	改正前
<p>負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u> で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。</p>	<p>負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。</p>
<p>6 (略) (談合等不正行為があった場合の違約金等)</p>	<p>6 (略) (談合等不正行為があった場合の違約金等)</p>
<p>第50条の2 1・2 (略)</p>	<p>第50条の2 1・2 (略)</p>
<p>3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u> で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。</p>	<p>3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p>
<p>4・5 (略) (受注者の損害賠償請求等)</p>	<p>4・5 (略) (受注者の損害賠償請求等)</p>
<p>第51条第1項 (略)</p> <p>2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365</u></p>	<p>第51条第1項 (略)</p> <p>2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することが</p>

改正後	改正前
<p><u>日当たりの割合とする。)</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第52条～第57条 (略)</p>	<p>できる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第52条～第57条 (略)</p>